

世田谷国公法弾圧事件の東京高裁における不当判決に抗議し、
公務員の政治活動の自由を確立するために全力をつくす（談話）

2010年5月17日

全日本教職員組合（全教）

書記長 北村 佳久

5月13日、東京高裁第6刑事部(出田孝一裁判長)は、世田谷国公法弾圧事件について、一審の東京地裁判決を支持し、再び罰金10万円を課する不当判決を言い渡しました。

この事件は、元厚生労働省職員の宇治橋眞一さんが、2005年の衆院選中の休みの日に、東京・世田谷区の集合住宅に「しんぶん赤旗」号外を配布した行為が、公務員の政治活動を禁止した国家公務員法違反にあたるとして起訴された事件です。

東京地裁刑事部第11部(小池勝雅裁判長)は、30年以上前の古い最高裁猿払判決に全面的に依拠し、2008年9月19日に宇治橋さんに不当な罰金10万円の有罪判決を言い渡しました。控訴審では東京高裁の出田裁判長は弁護側の証人を全員却下し、実質審理を行わないままに、一審が拠り所とした「猿払判決と見解を同じくする」と、弁護側控訴を棄却しました。

ビラ配布は誰もが簡単にできる基本的な活動であるにもかかわらず、判決では「政党機関紙の配布は党派的偏向の強い行動類型に属する」としてビラ配布を「違法性の強い行為」と一方的に決め付けています。

また、公務員の政治活動を放任すると「政治的党派による行政への不当な介入のおそれ」があると、公務員への不信と偏見をあらわにし、「予防的な制度的措置」のために、国公法は合理的としています。そして1974年の猿払判決を「社会情勢の変化を踏まえても、改めるべき点はない」と擁護しています。

今年3月29日の国公法弾圧堀越事件の東京高裁判決は「表現の自由は国民の基本的人権のうちでも特に重要なもの」とし、ビラ配布に刑を科すことは憲法21条に違反するとししました。そのうえで、国家公務員の政治活動を広く制限した日本の国公法を、勤務時間外の活動を原則自由としている欧米諸国の「世界標準」の視点で、「整理されるべき時代」であるとしました。今回の判決は、堀越事件の東京高裁判決から、大きく逆行する異常なものです。

言論表現の自由という民主主義の根幹にかかわって、一ヶ月余りの期間に東京高裁で正反対の司法判断が下され、いずれも最高裁に上告されています。

私たちは国民の言論表現の自由と公務員の政治活動の自由をかちとるために今後とも全力をつくすものです。

以上